

関門海峡航行参考図

本図は、航海のための参考資料であり、航海には必ずW135など最新の海図を使用すること。

2023年
関門港長

AISの適切な運用
国際VHF16ch常時聴守
海の「事件・事故」は118番

- ・港内又は港の境界付近を航行するときは、AISの目的地情報を送信しなければなりません。(一部船舶を除く。)
- ・関門港内の情報の聴取義務海域においては、関門海峡海上交通センターからの情報提供を聴取する義務があります。(一部船舶を除く。)

関門港の注意すべき航法(抜粋)

凡例	関門航路と関門第二航路の航行船が出会う場合	関門第二航路と安瀬航路又は若松航路の航行船が出会う場合
保持船	関門航路航行船と戸畑航路航行船が出会う場合	戸畑航路と若松航路の航行船が関門航路で出会う場合

火ノ山下潮流信号所の早瀬瀬戸潮流情報

表示例	表示の種類	表示の意味
	E または W	E: 東への流れ, W: 西への流れ
	0~13の数字	潮流の速力、単位はノット
	↑ または ↓	↑: 今後速くなる, ↓: 今後遅くなる

表示例の意味
「ただいまは東の流れで9ノット、潮流は今後速くなります。」

関門航路において周囲の状況を考慮し、次の各号のいずれにも該当する場合には、他の船舶を越すことができます。(ただし、早瀬瀬戸水路を除く。)

- 1 当該他の船舶が自船を安全に通過させるための動作をとることを必要としないとき。
- 2 自船以外の船舶の進路を安全に避けられるとき。

注意：青色部分は東流、赤色部分は西流時の強潮流域
東流西流とも東航船は航路中央より圧流される傾向あり。

【低速4ノット以上】
潮流をさかのぼり早瀬瀬戸を航行する汽船は潮流の速度に4ノットを加えた速力以上の速力を保たなければなりません。
【超越し禁止】
早瀬瀬戸水路では他の船舶を追い越してはなりません。

ブイ接触多し!
18 29 30 36
1 2
堺川

早瀬信号所の信号

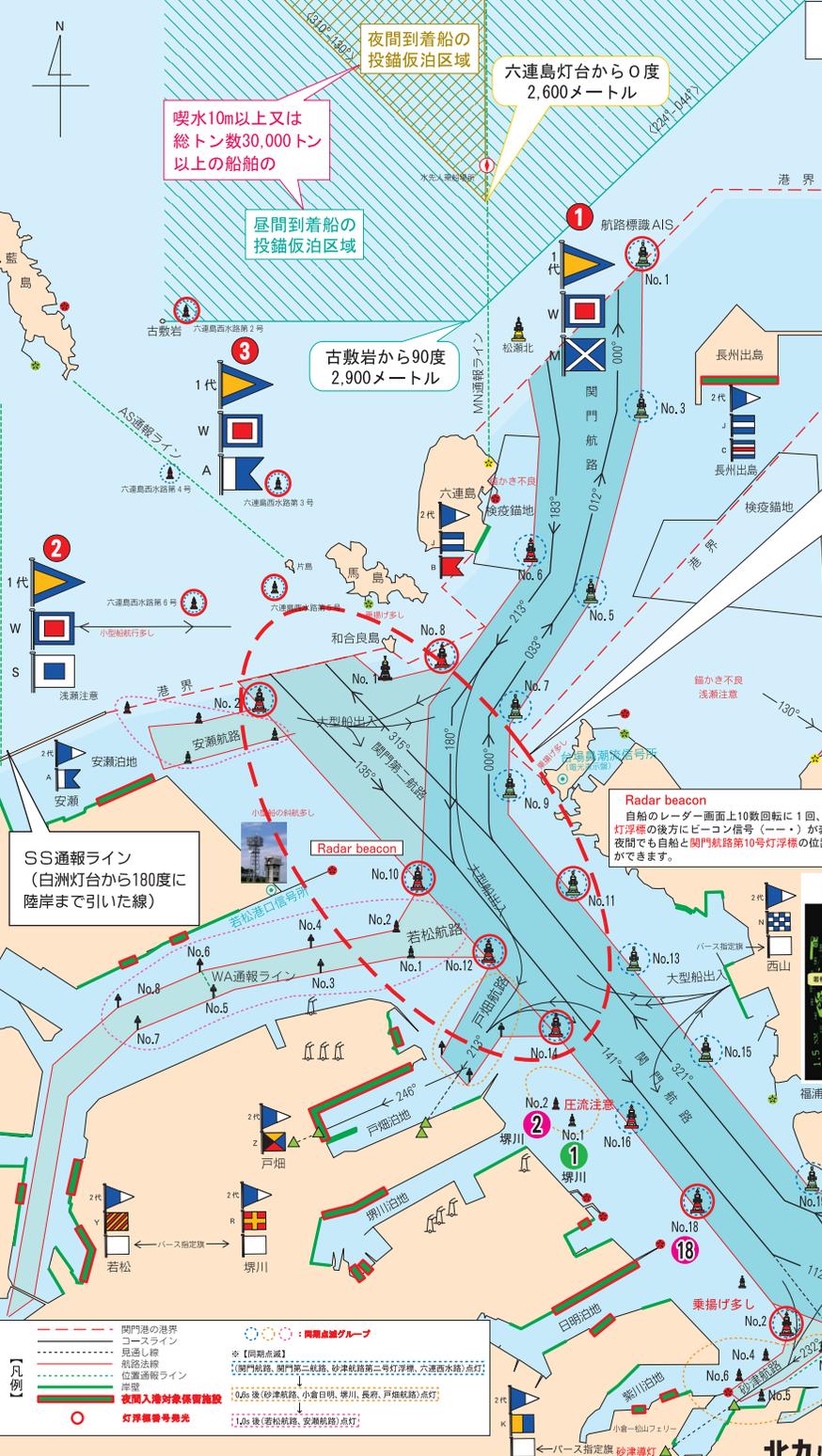
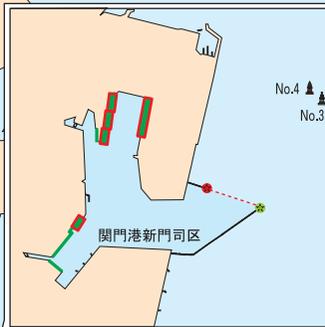
- ・総トン数10,000トン(油送船は3,000トン)以上の船舶は、信号に注意し早瀬瀬戸水路での行合いを防止すること。
- ・他の船舶も出来るだけ行合いを避けること。

信号の方法	信号の意味
	総トン数10,000トン(油送船にあっては、3,000トン)以上の東航船があるから、西航船は、連続に注意しなければならないこと。
	総トン数10,000トン(油送船にあっては、3,000トン)以上の西航船があるから、東航船は、連続に注意しなければならないこと。
	総トン数10,000トン(油送船にあっては、3,000トン)以上の東航船及び西航船があるから、東航船及び西航船は、連続に注意しなければならないこと。

関門港を航行するときは、小型船(総トン数300トン以下である船舶であつて汽船等以外のもの)及び汽船等以外の船舶は、数字旗の1を掲げること。
※「汽船等」とは、汽船(総トン数20トン未満の汽船をいう)、はしけ及び埠舟その他のかいかいをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。

関門港の通過時及び出港時の進路信号

番号	信号	信号の意味
1		西口の六連島東方に向かって航行し、関門港(警新港区、新門司区を除く。)を通過又は出港する
2		西口の馬島西方から白洲・白島南方に向かって航行し、関門港(警新港区、新門司区を除く。)を通過又は出港する
3		西口の馬島西方から藍島東方に向かって航行し、関門港(警新港区、新門司区を除く。)を通過又は出港する
4		東口に向かって航行し、関門港(警新港区、新門司区を除く)を通過又は出港する



若松港内交通管制室

若松海上保安部若松港内交通管制室では、港則法に基づく航行管制と海上交通情報の提供を行っています。

○事前通報について
 総トン数300トン以上の船舶は、若松水路（若松港口番号所から184度30分1,335メートルの地点から349度）に引いた線（B線）以西の若松航路）又は奥洞海航路を航行する場合、**若松港内交通管制室に事前通報をしなければなりません。**

通報の内容
 ・若松水路を航行して入航しようとする場合は、若松水路入口付近に達する予定時刻
 ・若松水路又は奥洞海航路を航行して出航しようとする場合は又は若松区内を移動しようとする場合は、運航開始予定時刻

通報の時期
 ・入航予定日又は運航開始予定日の**前日正午まで**に通報してください。
 ・通報した予定時刻に変更があった場合は、直ちに、変更した予定時刻を通報してください。

通報先
 ・若松港内交通管制室：電話 093-871-2482、メール [非公開\(アドレスは電話にてお問い合わせ下さい。\)](mailto:nonpublic@naccs.jp)
 VHF 呼出名称「わかまつこうないほあん」 呼出・応答 16ch 通信用 12ch、14ch、66ch
 電子申請 NACCs センターに申し込み、ID 及びパスワードの取得を要する。
 (連絡先) <http://www.naccs.jp/aboutnaccs/reference.html>

留意事項
 ・若松水路入航時又は運航開始直前にも、若松港内交通管制室に通報してください。
 ・航行中又は錨泊中の船舶は、**国際VHF 16chを常時聴守**してください。

○管制信号の基準時間
 若松水路、奥洞海航路、若松区（第5区及び第6区を除く。）の管制信号時間は、原則として、次のとおり運用し、3箇所の信号所の電光掲示板に表示します。（管制信号に従わない場合は、港則法違反となります。）

夏季 (4/1~9/30)												
0000	0130	0400	0530	0730	1100	1300	1500	1630	1830	2000	2130	2400
入航	出航	入航	出航	入航	出航	入航	出航	入航	出航	入航	出航	

冬季 (10/1~3/31)												
0000	0130	0400	0530	0800	1100	1300	1500	1630	1830	2000	2130	2400
入航	出航	入航	出航	入航	出航	入航	出航	入航	出航	入航	出航	

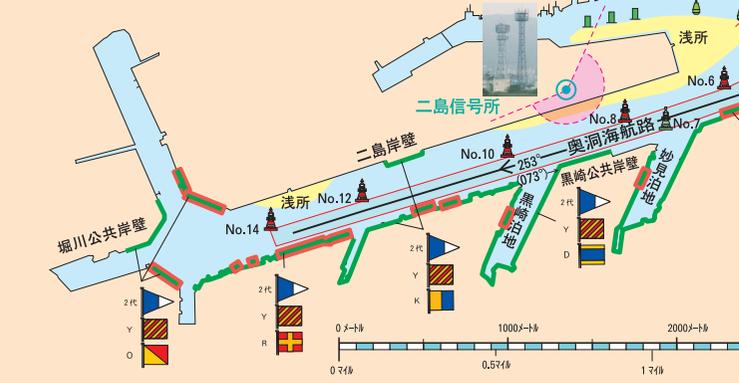
※ なお、夏季、冬季とも状況によっては、基準時間より早く信号を切り替える場合があります。
 (最大30分前に切り替える場合があります。)

○管制信号の内容

信号の方法	信号の意味	図解
I の点滅	入航信号 ○入航船は入航可 ○300G/T以上の出航船は出航禁止 ○300G/T未満の出航船は出航可	
O の点滅	出航信号 ○出航船は出航可 ○300G/T以上の船舶は八幡泊地（A線以南の若松第2区）と奥洞海航路間の移動禁止 ○300G/T以上の入航船はB線以東の航路外にて待機 ○300G/T未満の入航船は入航可	
F の点滅	自由信号 ○500G/T以上の船舶は入航禁止 ○500G/T未満の船舶は入航可	
X の点灯	禁止信号 ○港長の指示を受けた船舶以外の船舶は入航禁止	
XとIの交互点滅	入航予告信号 ○水路内航行中の300G/T以上の入航船舶は入航可。 ○水路外の300G/T以上の入航船舶はB線以東の航路外において出航船舶の進路を避けて待機。 ○出航しようとする300G/T以上の船舶は運航禁止。 ○信号が間もなくIの文字の点滅に変わる。 ○300G/T未満の入航船舶は入航可。	
XとOの交互点滅	出航予告信号 ○水路内航行中の300G/T以上の入航船舶は入航可。 ○水路外の300G/T以上の入航船舶はB線以東の航路外において出航船舶の進路を避けて待機。 ○出航しようとする300G/T以上の船舶は運航禁止。 ○信号が間もなくOの文字の点滅に変わる。 ○300G/T未満の入航船舶は入航可。	

(注) A線：牧山信号所から288°30'に真直ぐに引いた線
 B線：若松港口番号所から184°30' 1,335メートルの地点から349°に引いた線
 ○：300G/T以上の船舶 ○：300G/T未満の船舶

○海上交通情報の提供方法 ・個別の情報提供（必要に応じ国際VHFで行ないます。）
 呼出名称：「わかまつこうないほあん」 呼出・応答 16ch 通信用 12ch、14ch、66ch



関門港若松区航行参考図

本図は、航海のための参考資料であり、航海には**必ず海図（若松は「W1265」）を使用すること。**



AISの適切な運用
国際VHF16ch常時聴守
海の「事件・事故」は118番



留意事項

- 若松航路及び奥洞海航路航行上の留意事項
 - ・総トン数500トン以上の船舶は、航路中央部を、その他の船舶は航路の**右側**を航行しなければなりません。
 - ・航路内においては、他の船舶を**追い越してはいけません。**
 - ・航路内においては、**並列して航行してはいけません。**
 - ・小型船及び汽艇等以外の船舶は、「数字旗」を掲げなければいけません。
 - ・総トン数300トン未満の船舶（汽艇等を含む。）は、総トン数300トン以上の船舶の**進路**を避けなければなりません。
- 航路航行上の優先関係（>印の左側の航路航行船が保持船となります。図中<->印は<->）
 - 関門航路>若松航路 戸畑航路>若松航路 若松航路>奥洞海航路
 - 関門第2航路>安瀬航路 関門第2航路>若松航路
- 錨泊に関する原則
 - ・若松区第1区、第2区、第3区及び第4区においては、原則として、**全ての船舶は、錨泊してはいけません。**
 - ・若松区第5区及び第6区においては、総トン数300トン以上の一般船舶及び全ての危険物積載船舶は、**港長の許可を受けなければ錨泊してはいけません。**
- 先行表示等
 - 入航する船舶等は、先行表示の**旗りゅう信号**を掲げなければなりません（図を参照）。
 - ・入航船舶：2代 Y () 旗（目的地区ごとにより異なる）
 - ・出航船舶：1代 E 東口に向かって航行し、関門港（響新港区、新門司区を除く。）を通過又は出港する。
 - 1代 W () 旗 西口の六連島東方に向かって航行し、関門港（響新港区、新門司区を除く。）を通過又は出港する。
 - 1代 W () 旗 A 西口の馬島西方から監島東方に向かって航行し、関門港（響新港区、新門司区を除く。）を通過又は出港する。
 - 1代 W () 旗 S 西口の馬島西方から白州・白島南方に向かって航行し、関門港（響新港区、新門司区を除く。）を通過又は出港する。
- ・危険物積載船：B旗 (夜間は赤灯)

パイ接触多し!
 4 7
 若松

関門港若松区出港時における関門海峡海上交通センターへの位置通報と連絡保持について

区分	対象船舶	通報時期	通報方法及び通報事項
出港	総トン数300トン以上の出港船(AIS適切運用の船舶も含む。)	は、通報が必要	【通報方法】 <VHFの場合> ・呼出名称「かんもんマース」 ・呼出周波数：CH13、CH16 ・通信周波数：CH13、CH14、CH66
	関門港（響新港区及び新門司区を除く。）を出港する総トン数300トン以上の船舶	運航開始時、ただし、 Wアライン 以前の海域から若松航路を出港する船舶は Wアライン 通過時	【通報事項】 船名、呼出符号、通過位置通報ライン名（又は仕出地）、総トン数、喫水、行き先
受船等の出港	AIS適切運用の物件曳航等（押し船、横抱きを含む。)	船舶は通報不要	
	関門航路及び関門第2航路を物件曳航等（押し、横抱きを含む。)	運航開始時、ただし、 Wアライン 以前の海域から若松航路を出港する船舶は Wアライン 通過時	【通報事項】 船名、呼出符号、通過した位置通報ライン名、総トン数、喫水、行き先（関門港出港船は仕出地と行き先）、曳航全長

注：関門海峡通過、関門港入港及び関門港若松区以外からの出港時における関門海峡海上交通センターへの位置通報の方法等については、記載を省略しています。

管制信号情報はこちらへ

強制水先対象船

- ・関門港若松区第1区から第4区へ入出港する日本船舶でない総トン数300トン以上の船舶及び国際航海に従事する総トン数300トン以上の日本船舶並びに国際航海に従事しない総トン数1,000トン以上の日本船舶
- ・関門港若松区第5区から第6区へ入出港する総トン数3,000トン以上の船舶、日本船舶でない総トン数300トン以上の危険物積載船及び国際航海に従事する日本船舶で総トン数300トン以上の危険物積載船並びに国際航海に従事しない日本船舶で総トン数1,000トン以上の危険物積載船

2023年